個人情報保護法改正等について

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
弁護士　落合　孝文

2019年5月20日

自己紹介

落合　孝文　（渥美坂井法律事務所・外国法共同事業　パートナー弁護士）

慶應義塾大学理工学部数理科学科卒業。同大学院理工学研究科在学中に旧司法試験合格。森・濱田松本法律事務所で約９年東京、北京オフィスで勤務し、国際紛争・倒産、知的財産、海外投資等を扱った。近時は、金融、医療、不動産、MaaS、ITなどの業界におけるビジネスへのアドバイス、新たな制度構築などについて活動を行っており、政府、民間団体の様々な検討活動にも参加している。

◆業界団体等

- 一般社団法人電子決済代行事業者協会　理事
- 一般社団法人Fintech協会　分科会事務局長
- 一般社団法人金融革新同友会「FINOVATORS」FINO-MENTORS
- ISO/TC68及びTC307国内委員会　委員
- 一般社団法人不動産テック協会　理事
- 一般社団法人JCoMaaS　理事
- 一般社団法人日本ブロックチェーン協会 リーガルアドバイザー
- 一般社団法人日本医療ベンチャー協会　理事
- 一般社団法人データ流通推進協議会　監事
- 日本弁護士連合会 弁護士業務改革委員会（IT問題検討PT）　幹事
- 日本弁護士連合会「日本知的財産仲裁センター」の事業に関する委員会　委員
- J-INTEREST（Japanese Initiative for Diagnosis and Treatment Evaluation Research in Telepsychiatry）遠隔精神科医療ガイドライン策定会議運営・法律WG代表者
- 産業競争力懇談会（COCN）「人工知能間の交渉・協調・連携による社会の超スマート化」プロジェクトメンバー
- Incubation & Innovation Initiative (III)　アドバイザー

◆政府/公的機関で参加の会合等（データ・新技術関連）

- 総務省「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会」、同「 健康・医療ワーキンググループ」及び「金融データワーキンググループ」委員
- 個人情報保護委員会　諸外国の個人情報保護制度に係る最新の動向に関する調査研究報告書　受託者
- 日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）　個人情報保護指針改定に伴うマルチステークホルダープロセス　委員
- 経済産業省　ブロックチェーン法制度検討会　委員
- 総務省AIネットワーク社会推進会議影響評価分科会委員
- 経済産業省　RegTech/SupTech検討会　委員
- 総務省/経済産業省/公正取引委員会　デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会　データの移転・開放等の在り方に関するワーキング・グループ　委員

◆政府/公的機関で参加の会合等（規制改革関連）

- 内閣府参与（地方創生推進事務局・国家戦略特区担当）
- 経済産業省大臣官房臨時専門アドバイザー
- 内閣府革新的事業活動評価委員会委員

◆政府/公的機関で参加の会合等（金融/医療関連）

- 厚生労働省　情報通信機器を用いた診療に関するガイドライン作成検討委員会　委員
- 総務省　高精細映像技術を活用した遠隔在宅医療に関する協議会　委員
- 一般社団法人全国銀行協会オープンAPI推進研究会メンバー
- 公益財団法人金融情報システムセンター 安全対策専門委員会 安全対策基準改訂に関する検討部会委員
- 一般社団法人信託協会 あっせん委員会委員

個人情報保護委員会の着眼点

注目される状況の変化等
（第８６回個人情報保護委員会参考資料２項より）

- 国際的な課題の共有、制度調和に関する議論の進展
  - ✓ 日ＥＵ相互認証の進展、デジタルデータのフリーフロー等を巡る議論、AI・プラットフォーマーを巡る国際的な課題認識の広がり等
- 急激な技術の進展に伴う便益の向上とリスクの拡大
  - ✓ SNS におけるリスクの顕在化、漏えい被害の拡大
  - ✓ AI やターゲティング広告技術の進化など、個人情報を高度に活用したシステム・サービスの急速な実用化
- データに対する規制の多様化
  - ✓ GDPR 等データに係る立法の動きの広がり
  - ✓ データローカライゼーション・ガバメントアクセスなどの管理的規制の出現

DFFT（Data Free Flow with Trust）

皆様、時は熟しました。我々、皆承知のとおり、これから何十年という間、私たちに成長をもたらすもの、それはデジタル・データです。そして何かを始めるなら、今がその好機です。何と言っても、毎日毎日、新たに生まれているデータの量は、２５０京バイト。これは一説によれば、米議会図書館が所蔵する活字データ全体の２５万倍が、新たに追加されているというのと同じです。１年の遅れは、何光年分もの落後になるでしょう。一方では、**我々自身の個人的データですとか、知的財産を体現したり、国家安全保障上の機密を含んでいたりするデータですとかは、慎重な保護の下に置かれるべきです。しかしその一方、医療や産業、交通やその他最も有益な、非個人的で匿名のデータは、自由に行き来させ、国境をまたげるように、繰り返しましょう、国境など意識しないように、させなくてはなりません。**

そこで、私たちがつくり上げるべき体制は、ＤＦＦＴ（データ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト）のためのものです。非個人的データについて言っているのは申し上げるまでもありません。第四次産業革命、そして同革命がもたらす、私たちがＳｏｃｉｅｔｙ ５．０と呼んでいる社会がメリットを及ぼすのは、私たち個人です。巨大で、資本集約型の産業ではありません。

（中略）

よく私たち、**ＷＴＯの改革が必要だと言いますが、ともすると、いまだに農産品ですとか、物品の世界で、つまり距離や国境が重要になる世界で、私たちは考えています。新たな現実とは、データが、ものみな全てを動かして、私たちの新しい経済にとってＤＦＦＴが、つまりＤａｔａ Ｆｒｅｅ Ｆｌｏｗ ｗｉｔｈ Ｔｒｕｓｔが最重要の課題となるような状態のことですが、そこには、私たちはまだ追いついていないわけです。**それにしても、ある意味、デジャブの感じがします。ジョン・Ｄ・ロックフェラーがスタンダード・オイルを大きくしていた頃のこと、ガソリンの使い道を、誰も知りませんでした。そこで、近くのカイヤホガ川に捨てたというのですが、そのガソリンは何度も火事を起こしています。我々人類は、ガソリンの価値を知るに至るまで、３０年とか、４０年も掛かっています。それが、２０世紀も２０年を過ぎようという頃になると、ガソリンは自動車を走らせ、飛行機を飛ばせていたわけです。

データについても、同じだとは言えませんか。私たちがインターネットを壮大な規模で使うようになったのは、１９９５年頃です。でも、２１世紀も２０年を数えようという頃になって、データが、我々の経済を回している事実にようやく気がつきました。

＊平成３１年１月２３日世界経済フォーラム年次総会　阿部首相　スピーチより

情報の利活用に向けた政策について

6．5Gインフラの整備やAI・データの活用推進と標準・アーキテクチャ整備機能の強化

- 自動走行、医療・介護、農業などの分野において、AIの利活用を視野に、日本が強みを有するリアルデータを最大限活用するため、データ連携基盤の構築や標準・アーキテクチャの整備機能を強化する。
- 合わせて、データ利活用を支えるインフラである５Gの全国展開に向けた取組を進める。

1 AI・リアルデータの活用

◆ AIを最大限活用するため、人材基盤の確立、技術開発等の推進、「人間中心のAI社会原則」の策定などを進める。

【データ連携基盤の構築】【技術開発の推進】

2 地方を支える５Gの整備

◆ デジタル技術を活用した地方におけるイノベーション等を支える５Gを全国展開。

【５Gのメリット】

超高速	2時間の映画を3秒でダウンロード
超低遅延	遠隔でもリアルタイムに建機やロボットを操作
多数同時接続	スマホ、パソコン、家電など、あらゆる機器がネット接続

居住地域だけでなく、都市部・地方を問わず事業可能性のあるエリアに整備

3 標準・アーキテクチャ整備機能の強化

◆ 標準やアーキテクチャ（構造）を整備する機能を強化し、AIなど新技術の社会実装を促進。

◆ 変化の速いデジタル時代においては、アーキテクチャや標準を設計する能力が国際競争力の鍵を握る。

【取組事例】データ品質に関する標準の検討

AIの信頼性（Trusted AI)を担保するデータ品質の在り方（標準）を検討。

※総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)において議論。

【参考】米国国立標準技術研究所（NIST）

約2,700人の科学者・工学者が、IT・サイバーセキュリティー分野等の標準やアーキテクチャー設計を行う。

4 今後の取組の方向性

① 関係府省庁が連携し、分野別／分野間データ連携基盤の構築を加速化。

② ５Gの全国展開を世界に先駆けて実現するため、実証実験等の取組を進める。

③ デジタル時代に必要とされる標準・アーキテクチャの設計機能を強化し、国際競争力の強化を図る。

出典：総務省　第７情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会　資料７－４　９頁より

デジタルプラットフォーマーに関するルール整備 ーデータの移転・解放の確保についてー

第１回及び第２回データの移転・開放等の在り方に関するワーキング・グループの公開されている議事要旨より

- **データポータビリティの多様性に注目すれば、個別具体的な対応にも限界があり、競争法的な柔軟に対応できる一般法の必要性も考えられる。業界に応じて検討すべき点もあり、一般的に規定する部分と、個別具体的に規定する部分と二段階に分けた対応が一つの考え方ではないか。**

- 特に、競争の優位性に応じて大型のプラットフォーマーを対象とし、そこにベストプラクティスとしての範囲を導くのが良いのではないか。また、競争優位性の源泉である規模の基準をどのように考えるかが非常に重要ではないか。アカウント数が多いからといって儲かっているとは限らず、シェアが大きくても業界として赤字構造の可能性もある。

- **無料サービスの課題として、SSNIP の考え方の適用の問題があるが、コストの上昇を品質の低下等と考えれば、コスト負担を観念でき、関連市場を画定できるのではないか。**その他、サービスの範囲を考えるに当たっては、何をやりたいか、何ができるのかという両方の問題を考える必要があり、外国政府の取組や事業者の自主的な取組を踏まえつつ、できることから考える必要もあるのではないか。競争条件のイコールフッティングの観点からは、不可欠設備の理論の考え方を完全に捨て去るのではなく、個別具体的に公益事業の観点も参考にして使うべきではないか。

- **対象とするユーザ範囲は、プラットフォーム上では、個人や法人を区別しづらくなってきており、シェアリングやプロシューマという概念が出てきている中、エンドユーザとプロバイダの区別がつけづらくなってきている。**両面を持つ者については、役割に応じて、消費者側の問題はエンドユーザとして、プロバイダとしてならばそちらの側面から扱えば良いのではないか。また、プラットフォーム上でユーザとして使っている場合と、プラットフォーマーと一緒になってサービスを創り出している場合は分けて考えた方が良いのではないか。

個人情報保護法改正の論点について

いわゆる３年ごと見直しに係る検討の着眼点

○ 個人データに関する個人の権利の在り方（開示、利用停止・削除等の検証　等）
- 開示請求権の現状（改正法による開示請求権の明確化を踏まえた状況）
- 訂正、利用停止・削除等の現状
- オプトアウト規定（名簿屋対策）の現状
- データ活用の多様化と個人の権利
- 諸外国の現状（制度、運用）

○ 漏えい報告の在り方
- 法執行の実効性
- 安全管理措置としての意義
- 事業者の負担
- 報告の対象、形式等
- 本人への通知等の在り方
- 諸外国の現状（制度、運用）

○ 個人情報保護のための事業者における取組を促す仕組みの在り方
- 認定個人情報保護団体制度の在り方
- 事業者による自主的取り組みの状況
- 個人情報に関連する国際標準、認証等の動向（Ｐマーク、ISO/IEC 27001　等）
- ＰＩＡ類似制度の現状（例：番号法における特定個人情報保護評価、生産性向上特別措置法における革新的データ産業活用計画の実績）

○ データ利活用に関する施策の在り方
- 匿名加工情報制度等の現状
- ＡＩ、ＩｏＴ等データを取り巻く技術の進展状況
- クッキー、ソーシャルプラグイン等を活用したターゲティング広告の動向
- 情報銀行等、個人データを活用したビジネスの現状
- 保護と利活用のバランス（規制とイノベーションとの関係）
- 国際的な議論の動向

○ ペナルティの在り方
- 国内外事業者に対する抑止効果
- 法執行の実効性（モニタリングの在り方、調査・執行手段の在り方　等）
- 事業者の法順守状況
- 諸外国の現状（制度、運用）
- 参考となる国内法の現状（制度、運用）

○ 法の域外適用の在り方
- 外国事業者に対する執行態勢の状況
- 外国執行当局との連携状況
- 域外適用に係る他の国内法の状況
- 諸外国の現状（制度、運用）

○ 国際的制度調和への取組と越境移転の在り方
- 国際的制度調和の動向
- 越境移転の現状
- 諸外国の現状（制度、運用）
- データローカライゼーション、ガバメントアクセス等に関する議論の状況

（以上）

出典：第86回個人情報保護委員会資料１－２より

個人情報保護法改正の論点
ー漏洩報告についてー

漏えい報告に係る状況について

1．実績値

○平成29年度年間実績：計 **3,338件**

〈内訳〉
- ・個人情報保護委員会に直接報告されたもの： 694件
- ・権限委任省庁経由で報告されたもの： 1,142件
- ・認定個人情報保護団体経由で報告されたもの： 1,502件

○平成30年度上半期実績（４月～９月）：計 **2,191件**

〈内訳〉
- ・個人情報保護委員会に直接報告されたもの： 596件
- ・権限委任省庁経由で報告されたもの： 670件
- ・認定個人情報保護団体経由で報告されたもの： 925件

2．傾向の分析

大規模（漏えい人数が50,000人超）漏えい事案の動向

- ・平成29年度： **13件**（0.4%。全体：3,338件）
- ・平成30年度上半期： **14件**（0.6%。全体：2,191件）

発生原因の傾向等

〈発生原因〉
- 平成29年度、平成30年度上半期を通じて、発生原因は、書類及び電子メールの誤送付、書類及び電子媒体の紛失が**約８割**。
- なお、大規模漏えい事案の発生原因については、インターネットを経由した不正アクセスが**約７割**。

〈1件当たりの漏えい人数〉
- 漏えい事案1件当たりの漏えい人数については、100人以下である事案が**８割以上**。

出典：第８６回個人情報保護委員会　資料２　１頁より

個人情報保護法改正の論点
ー漏洩報告についてー

Atsumi & Sakai

漏えい報告に係る主要な国の制度（暫定版）

	日本	米国	
		カリフォルニア州法	ニューヨーク州法
制度の有無	あり	あり	あり
制度の根拠	・個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について（平成29年個人情報保護委員会告示第１号（以下「告示」））	・データ侵害通知法（カリフォルニア州民法）Section 1798.82	・データセキュリティ侵害通知法（一般事業法第899AA条）
漏えい報告に係る義務の位置づけ	努力義務（告示２（５）及び３）	義務（1798.82. (a)）	義務（第2項）
漏えい報告の対象となる事案	・個人情報取扱事業者が保有する個人データ等の漏えい、滅失またはき損及びその恐れ（告示１）	・暗号化されていない個人データの流出あるいは、暗号化されているが暗号と共に流出した場合（1798.82. (a)）	・暗号化されていない個人データの流出あるいは、暗号化されているが暗号と共に流出した場合（第1項(a)）
漏えい報告を行うべき相手方	・影響を受ける可能性のある個人情報の本人（告示２（５）） ・個人情報保護委員会（告示３）	・本人（カリフォルニア州在住者のみ） ⇒このほか、公表義務が存在（1798.82. (b)） ・500名以上に通知を行う場合、司法長官へ通知書提出が必要（1798.82. (f)）	・本人（NY州在住者のみ）（第2項） ・州司法長官、州務局及び警察（第8項(a)） ・5000名を超える場合には消費者報告機関への通知も必要（第8項(b)）
漏えい報告を行うべき期限	・対本人：「速やかに本人へ連絡し、又は本人が容易に知り得る状態に置く」ことが「望ましい」（告示２（５）） ・対個人情報保護委員会：「速やかに報告するよう努める」（告示３）	・漏えいの発見後、速やかに通知すべき（1798.82. (a)）	・漏洩の発見後速やかに通知すべき事を規定（第2項、第3項）
漏えい報告に係る軽減措置の概要	・実質的に個人データ等が外部に漏えいしていないと判断される場合（高度な暗号化が施されている等） ・FAXの誤送信等のうち軽微なものについては、個人情報保護委員会への報告を要しない（告示（２））	・漏えい報告の対象となる情報を、氏名と個人番号等（社会保障番号等）の組み合わせ等に限定（1798.82. (h)） ・暗号化が施され、暗号鍵が同時に漏洩していない場合は通知義務から除外される。（第1項(a)）	・暗号化が施され、暗号鍵が同時に漏洩していない場合は通知義務から除外される。（第1項(a)）
義務の懈怠に係る罰則	なし	・顧客は、民事訴訟で損害賠償請求を提起することができる（1798.84(b)）	・州司法長官は州民を代表して違反者に対して裁判所に損害賠償請求を提起できる（第6項）
漏えい報告の実績値	・平成29年度：3,338件 ・平成30年度（上半期）：2,191件	・2015年：178件	・2017年：1,583件

（※１） 米国では、包括的な個人情報保護法は連邦レベルでは存在せず、分野ごとに個別法で措置されている。

5

出典：第８６回個人情報保護委員会　資料２　５頁より

個人情報保護法改正の論点
−漏洩報告について−

Atsumi & Sakai

漏えい報告に係る主要な国の制度（暫定版）

	EU	中国
制度の有無	あり	あり
制度の根拠	・GDPR第33条、第34条	・サイバーセキュリティ法（※２）第42条
漏えい報告に係る義務の位置づけ	義務（第33条、第34条）	義務（第42条）
漏えい報告の対象となる事案	・個人データ侵害が発生した場合（第33条第１項、第34条第１項）	・個人情報の漏洩、破損、紛失が発生した又は発生する恐れ（第42条）
漏えい報告を行うべき相手方	・個人データ侵害によって権利及び自由に対する高いリスクが発生する可能性があるデータ主体（第34条第１項） ・EU各国の監督機関（第33条第１項）	・使用者 ・監督機関（第8条） ⇒法令上用語の明確な定義はされていない。
漏えい報告を行うべき期限	・対データ主体：高いリスクを伴う個人データ侵害を認識した場合速やかに（第34条第１項） ・対当局：可能な場合には、個人データ侵害を認識した時から72時間以内。72時間を過ぎた場合はその理由を添付（第33条第１項）	・個人情報の漏洩、破損、紛失が発生した又は発生する恐れのある場合は、直ちに救済措置を講じ、規定に従い遅滞なく使用者への告知および監督機関への報告が義務付けられている（第42条）
漏えい報告に係る軽減措置の概要	・対データ主体：個人の権利及び自由に対する高度なリスクを発生させる恐れがない侵害 ・対EU各国の監督機関：個人の権利及び自由に対するリスクを発生させる恐れがない侵害については、報告は不要（第33条第１項、第34条第１項）	なし
義務の懈怠に係る罰則	・報告を怠った場合には第83条に基づき何らかの制裁が適用される可能性がある（個人データ侵害通知に関するガイドライン序文）	・関係所管機関が是正命令を行い、情状に基づき警告、違法所得の没収又は相当額以上10倍以下の制裁金を単科あるいは併科できる（第64条）
漏えい報告の実績値	・英国：6,000以上 ・ドイツ：1,000未満 ※GDPR施行後、昨年9月時点まで。ただし、英国は旧データ保護法に基づくレポートも含まれ、ドイツは報告のあった5州のみの結果。	− （調査した限り不明）

（※２）　中国では、包括的な個人情報保護法は存在しないが、サイバーセキュリティ法においてサイバーセキュリティに関連する個人情報保護の規定を設けている。

出典：第８６回個人情報保護委員会　資料２　６頁より

個人情報保護法改正の論点
ー認定個人情報保護団体についてー

Atsumi & Sakai

1　認定個人情報保護団体の状況

○ 認定個人情報保護団体に期待する役割

- 「指針の策定による業界内のルール作り」「指針の策定や研修の実施などを通じた情報提供」への期待が大きい。

（参考）「個人情報の保護に関する事業者の取組実態調査（平成29年度）報告書」（平成30年３月）（抜粋）

認定個人情報保護団体に期待する役割

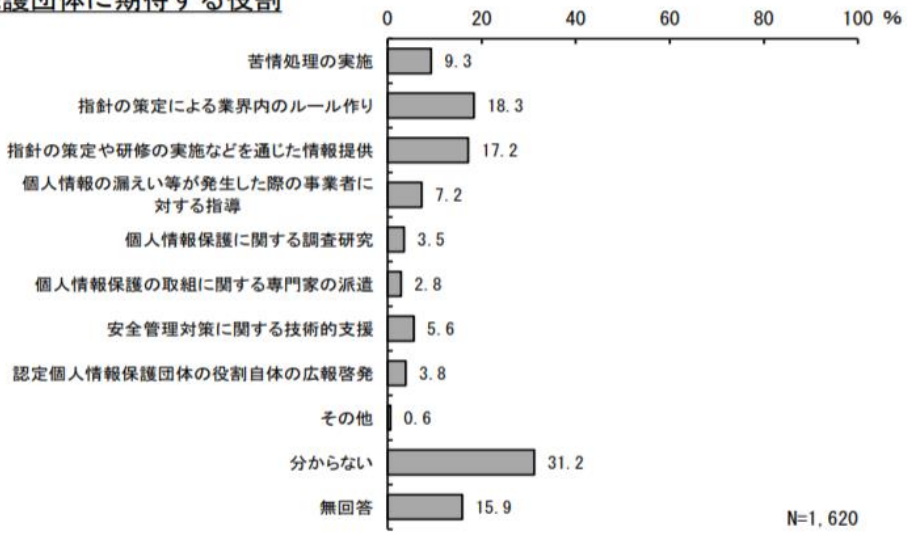

出典：第８８回個人情報保護委員会　資料１　４頁より

個人情報保護法改正の論点
ー認定個人情報保護団体についてー

Atsumi & Sakai

1　認定個人情報保護団体の状況

（参考）平成29年度認定個人情報保護団体の取組の状況

（出典）平成29年度年次報告

名称	法第52条及び第53条に基づく措置						その他の積極的な取組
	苦情処理	説明要求	資料要求	指導	勧告	その他の措置※	
一般社団法人 全国警備業協会	0	0	0	0	0	0	・外部有識者（大学教授）との関係構築及び相談体制の強化
一般社団法人 全日本指定自動車教習所協会連合会	1	1	0	0	0	0	
日本証券業協会	3	3	0	0	0	2	・研修の実施
一般社団法人 生命保険協会	17	17	0	1	0	0	・個人情報担当者を対象とした実務対応に関する研修の実施
一般社団法人 日本損害保険協会	25	0	0	1	0	0	・対象事業者における個人データの安全管理措置態勢の点検 ・研修会の実施
一般社団法人 外国損害保険協会	3	3	0	0	0	12	
全国銀行個人情報保護協議会	123	33	0	24	0	0	・会員向け研修会の実施 ・匿名加工情報に関するルールの制定
一般社団法人 信託協会	0	0	0	5	0	0	・匿名加工情報の取扱いに関する規程等の作成 ・対象事業者向けセミナーの開催
一般社団法人 投資信託協会	0	0	0	0	0	0	・個人情報の適正な取扱いの確保のための正会員役職員に対する研修等の実施（H29は匿名加工情報を中心としたテーマで開催）
一般社団法人 日本投資顧問業協会	0	0	0	89	0	0	・一般社団法人投資信託協会との共催による個人情報保護に関する研修（匿名加工情報を中心としたテーマで開催）の実施
日本貸金業協会	3	0	0	0	0	0	・研修会の開催 ・個情法に特化したe-ラーニング講座 の開講
一般社団法人 金融先物取引業協会	2	1	0	11	0	0	・協会セミナーの開催
一般財団法人 放送セキュリティセンター	11	2	0	0	0	0	・個人情報保護セミナー開催 ・増員による個人情報保護センターの体制強化
一般財団法人 日本データ通信協会	132	0	0	0	0	0	・電気通信事業における改正個人情報保護法全国説明会の開催 ・電気通信事業関連4団体とともに、電気通信業界の自主的なルールとして位置情報の匿名化に関する『電気通信事業における「十分な匿名化」に関するガイドライン』の作成及びホームページでの公表
一般財団法人 日本情報経済社会推進協会	134	0	29	29	0	0	・「個人情報の域外移転セミナー」の開催及びEUの一般データ保護規則（GDPR）に関する対象事業者等への情報提供 ・匿名加工情報に関する事例集の公表 ・CBPR認証業務の推進
一般社団法人 モバイル・コンテンツ・フォーラム	0	0	0	0	0	0	
日本製薬団体連合会	1	1	0	0	0	0	・加盟団体である関西医薬品協会における個人情報の適正な取扱いに関する講演の実施
公益社団法人 全日本病院協会	0	0	0	13	0	0	・医療機関の個人情報保護管理責任者、担当者を対象とした個人情報管理・担当責任者養成研修会の開催
特定非営利活動法人 医療ネットワーク支援センター	0	0	0	0	0	0	・医療・介護関係事業者、管理者、現場職員を対象にした改正個人情報保護法対応セミナーの開催
特定非営利活動法人　検定協議会	0	0	0	0	0	0	
一般社団法人　国際情報セキュリティーマネジメント研究所	0	0	0	0	0	0	・eラーニングツールの提供による、対象事業者における従業者への教育訓練実施の支援

出典：第８８回個人情報保護委員会　資料１　５頁より

個人情報保護法改正の論点
ー認定個人情報保護団体についてー

1　認定個人情報保護団体の状況

○ 個人情報保護指針における上乗せ規定

- 自主ルールとして、個人情報保護指針に匿名加工情報に関する規定を盛り込む団体が多い中、団体によっては、データ保護オフィサー(DPO)の設置義務などの規定を盛り込む団体も存在。

（参考１）日本データ通信協会「電気通信事業における個人情報保護指針」（抜粋）（平成29年５月30日施行）

- 電気通信事業者が匿名加工情報の作成等を行う情報の例として、位置情報が想定される。電気通信事業者が取り扱う位置情報については、通信の秘密に該当する位置情報と通信の秘密に該当しない位置情報がある。
- 通信の秘密に該当する位置情報については、あらかじめ利用者の同意を得ている場合または違法性阻却事由がある場合を除いて、他人への提供その他の利用をすることができない。そのため、通信の秘密に該当する位置情報を匿名化して利用する場合は、通信の秘密の保護の観点から、当該位置情報と個別の通信とを紐づけることができないよう十分な匿名化を行い、かつ匿名化して利用することについてあらかじめ利用者の同意を得ることが求められる。
- 通信の秘密に該当しない位置情報の匿名加工情報を作成する場合においては、本人からの申し出に応じて、匿名加工情報への当該位置情報の利用を停止できるようにすることが望ましい。その際、当該申し出は、本人が、ウェブサイトや電話等により容易に行うことができるように努めなければならない。

（参考２）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 「個人情報保護指針」（抜粋）（平成29年５月30日施行）

- 個人情報保護法令、ガイドライン等に下記の要件を上乗せして適用する。
  2.個人情報の取扱いの厳格化
  本人の同意、個人情報の取り扱いに関する義務等、情報処理の記録義務、個人データの漏えいの通知義務等、データ保護・バイ・デザイン／デフォルト、データ保護評価の実施、データ保護オフィサーの設置義務

出典：第８８回個人情報保護委員会　資料１　７頁より

個人情報保護法改正の論点
ー認定個人情報保護団体についてー

Atsumi & Sakai

2　事業者の自主的取組の状況

○ 総論

1．事業者単位では、プライバシーマークやAPEC CBPRの認証取得の他、プライバシーマークの審査基準の根拠であるJIS Q 15001個人情報保護マネジメントシステム（要求事項）の適合等により必要な体制を整備。

2．特に、データ管理体制・能力の整備・向上の観点から、JIS Q 15001では個人情報保護管理者等の責任及び権限について規定。海外では、OECDガイドラインやEU GDPRにおいてデータ保護管理者について規定。

3．個人情報保護に関連する国際標準として、プライバシーフレームワークに関するISO/IEC29100や情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に関するISO/IEC27001等があり、情報信託機能の認定基準において、プライバシーマークやISMS認証の取得が条件とされるなど、事業者における自主的取組に対して信頼を付与するものとして国際標準・国内規格が活用されている。

4．事業者における自主的取組を推奨する仕組みとして、「情報信託機能の認定に係る指針」や「行動ターゲティング広告ガイドライン」等が存在。

5．プライバシー影響評価（Privacy Impact Assessment：PIA）の考え方を取り入れた制度としては、特定個人情報保護評価や生産性向上特別措置法における革新的データ産業活用計画の協議が存在。

出典：第８８回個人情報保護委員会　資料１　８頁より

個人情報保護法改正の論点
ー認定個人情報保護団体についてー

2　事業者の自主的取組の状況

○　事業者単位による認証取得の例

- **APEC CBPR（Cross Border Privacy Rules）システム**

-APEC参加国・地域において、事業者のAPECプライバシーフレームワークへの適合性を認証する仕組み。
-事業者の個人情報保護の水準を国際的に判断するために有効な仕組みであり、我が国においては、2016年１月より、CBPRシステムの認証団体として一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が認定されている。
-2019年1月末時点での我が国のCBPR認証事業者数は3社。

- **プライバシーマーク制度**

-日本工業規格「JIS Q 15001 個人情報保護マネジメントシステムー要求事項」に適合して、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者等を評価して、その旨を示すプライバシーマークを付与し、事業活動に関してプライバシーマークの使用を認める制度。
-1998年４月１日より、JIPDECが運営。
-2019年１月末時点での付与事業者数は16,119社。

- **EU GDPRにおける認証（Certification）**

-加盟国等は、管理者及び処理者による取扱業務が本規則を遵守することを証明する目的のために、データ保護認証方法、データ保護シール及びデータ保護マークを設けることを奨励しなければならないとされている。
（参考）GDPR第42条　認証（抄）
1　加盟国、監督機関、欧州データ保護会議及び欧州委員会は、とりわけ、EUレベルにおいて、管理者および処理者による取扱業務が本規則を遵守することを証明する目的のために、データ保護認証方法、データ保護シール及びデータ保護マークを設けることを奨励しなければならない。中小零細企業の特殊事情を考慮に入れるものとする。

出典：第８８回個人情報保護委員会　資料１　９頁より

個人情報保護法改正の論点
ー認定個人情報保護団体についてー

2　事業者の自主的取組の状況

○　事業者単位による認証取得の例

- **APEC CBPR（Cross Border Privacy Rules）システム**

-APEC参加国・地域において、事業者のAPECプライバシーフレームワークへの適合性を認証する仕組み。
-事業者の個人情報保護の水準を国際的に判断するために有効な仕組みであり、我が国においては、2016年１月より、CBPRシステムの認証団体として一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が認定されている。
-2019年1月末時点での我が国のCBPR認証事業者数は3社。

- **プライバシーマーク制度**

-日本工業規格「JIS Q 15001 個人情報保護マネジメントシステムー要求事項」に適合して、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者等を評価して、その旨を示すプライバシーマークを付与し、事業活動に関してプライバシーマークの使用を認める制度。
-1998年４月１日より、JIPDECが運営。
-2019年１月末時点での付与事業者数は16,119社。

- **EU GDPRにおける認証（Certification）**

-加盟国等は、管理者及び処理者による取扱業務が本規則を遵守することを証明する目的のために、データ保護認証方法、データ保護シール及びデータ保護マークを設けることを奨励しなければならないとされている。
（参考）GDPR第42条　認証（抄）
1　加盟国、監督機関、欧州データ保護会議及び欧州委員会は、とりわけ、EUレベルにおいて、管理者および処理者による取扱業務が本規則を遵守することを証明する目的のために、データ保護認証方法、データ保護シール及びデータ保護マークを設けることを奨励しなければならない。中小零細企業の特殊事情を考慮に入れるものとする。

出典：第８８回個人情報保護委員会　資料１　９頁より

個人情報保護法改正の論点
ー個人情報保護法相談ダイヤルについてー

Atsumi & Sakai

1　個人情報保護法相談ダイヤル　主要な相談の内容　①第三者提供

1.一般的な質問

○個人情報保護法の規定について（約４割）

- 事業者が個人情報を第三者提供する際の法制度について知りたい。

○オプトアウト制度について（約５割）

- 名簿の売買の可否について知りたい。
- オプトアウト制度（提供停止の求めの可否やその方法も含む。）について知りたい。

2.事業者に対する不満等

○本人同意のない第三者提供（約７割）

- 事業者が、相談者の本人同意なく個人情報を第三者に提供した。
  →うち、法23条１項例外規定、同条５項（委託・事業譲渡・共同利用）、黙示の同意等に該当する可能性があるもの、又は社内での共有であり「第三者」に当たらないもの・・・約４割

○家族等への提供に応じないことに関するもの（約１割）

- 事業者に家族等の状況等について問い合わせをしたが、「個人情報だから教えられない」と言われた。

3.要望等

- 名簿の売買は認めるべきではない。
- 名簿の入手先が分からなければ、大本の部分で個人情報の流出を止めることができないため、名簿を買った事業者に入手先の開示を義務付けるべき。

出典：第９３回個人情報保護委員会　資料１　４頁より

個人情報保護法改正の論点
ー個人情報保護法相談ダイヤルについてー

1　個人情報保護法相談ダイヤル　主要な相談の内容　②利用目的

1.一般的な質問

○個人情報保護法の規定について（約７割）

- 事業者が個人情報を取得する際の法制度について知りたい。

○事業者からの個人情報の提供依頼に関連するもの（約１割）

- 事業者から個人情報の提供を求められたが、これに係る法制度について知りたい。また、個人はこれに応じる義務があるか。

2.事業者に対する不満等

○目的外利用（約７割）

- 事業者が相談者の個人情報を目的外利用した。

→うち、①本人同意ない第三者提供をされたとの不満（※）に関連するもの･･･約６割

（※このうち、法23条１項例外規定、同条５項（委託･事業譲渡･共同利用）に該当する可能性があるもの、又は社内での共有であるものが約３割）

②従業員等による個人情報の私的流用を訴えるもの･･･約１割

○通知･公表に関するもの（約２割）

- 事業者が利用目的を伝えずに個人情報を取得した。
- 事業者が利用目的の通知も公表もしていない。

3.要望等

- 事業者は、読み切れないほど膨大な量の規約の中で利用目的を特定しているので、実際には個人を保護できていない状態。
- 個人情報が勝手に取得･利用されることのないよう、取得や利用には本人同意が必要であるようにしてほしい。

出典：第９３回個人情報保護委員会　資料１　５頁より

個人情報保護法改正の論点
ー個人情報保護法相談ダイヤルについてー

1　個人情報保護法相談ダイヤル　主要な相談の内容　③安全管理措置

1.一般的な質問

○個人情報保護法の規定について（約６割）

- 個人情報の漏えい等について不安があるので、事業者における安全管理に係る法制度について知りたい。

○漏えいへの対応方法等について（約１割）

- 事業者等により個人情報が漏えいされた場合の対応方法や相談先について知りたい。

2.事業者に対する不満等

○事業者による漏えい（約５割）

- 事業者が相談者の個人情報を漏えいした。
  →うち、①事業者による誤封入・誤送信により漏えいしたもの・・・約３割
  ②法23条１項例外規定や、同条５項（委託・事業譲渡・共同利用）に該当する場合に、提供先から連絡等があったことについて、「漏えい」であるとして、不満を主張するもの・・・約２割

○杜撰な取扱い（約３割）

- 事業者における個人情報の取扱方法に対して不満がある（裏紙の使用、書面の保管・管理方法、書類の紛失等）。

○郵便事故等（約１割）

- 郵便事故により、普通郵便が行方不明となった。
- 宅配物や郵便物が誤送され、相談者の個人情報が第三者に知られることとなった。

3.要望等

- 漏えい等に対し、事業者へ報告義務を課すべき。
- 漏えい等に対し、事業者への罰則を強化すべき。

出典：第９３回個人情報保護委員会　資料１　６頁より

個人情報保護法改正の論点
ー個人情報保護法相談ダイヤルについてー

Atsumi & Sakai

1　個人情報保護法相談ダイヤル　主要な相談の内容　④開示

1.一般的な質問

○手続全般について（約５割）

- 事業者への開示請求の可否や、開示請求の方法について知りたい。

○相談員から開示について案内するもの（約３割）

- 事業者との間でトラブルが生じたのだが、当該事業者が保有している自分の個人情報を知る方法はあるか。

2.事業者に対する不満等

○開示されなかったことについて（約４割）

- 開示請求をしたところ、開示を拒否された（開示できないと言われた）。

→不開示事由に該当するもの、開示請求の形式が整っていないもの（本人・代理人以外の者からの請求等）、法的な開示義務がないもの（保有個人データではないもの、亡くなった方の情報についての請求等）も含む。

○事業者の対応について（約２割）

- 開示請求をしたが、まだ対応されない（一向に連絡がない、問い合わせても納得できる応答がない等）。

→「対応されない」という期間は数日～１年半まで、様々である。

○開示結果について（約２割）

- 開示請求したところ、不開示・一部不開示とされた。
- 開示された内容が事実通りでない等、請求者の認識と異なっていた。

○開示手続について（約２割）

- 開示請求の手続の中で、事業者から本人確認書類の提出や請求理由の記載を求められたことが不満である。
- 開示手数料が高額である。

3.要望等

- 開示請求者の利害に関わる場合、当該請求者が開示に係る個人情報の「本人」でなくても開示されるようにするべき。

出典：第９３回個人情報保護委員会　資料１　７頁より

個人情報保護法改正の論点
ー個人情報保護法相談ダイヤルについてー

1　個人情報保護法相談ダイヤル　主要な相談の内容　⑤削除・利用停止

1.一般的な質問

○手続全般について（約７割）

- 事業者への削除・利用停止の請求の可否や、削除・利用停止の請求の方法について知りたい。
- 事業者が自分の個人情報を本当に削除したかどうか、確認をする方法はないか（削除証明書の発行等を希望）。

○個人情報保護法の規定について（約１割）

- 削除・利用停止に係る法制度（事業者の義務となる範囲、削除や利用停止の根拠規定等）について知りたい。

2.事業者に対する不満等

○削除・利用停止されなかったことについて（約７割）

- 事業者が個人情報を削除してくれない。

→うち、①退会・退社・契約解除等に伴い削除を希望したもの・・・約４割
②プラットフォーマーやサイト運営者に対し削除を求めたもの・・・約１割

○事業者の対応について（約１割）

- 削除・利用停止を求めたが、対応の遅さに不満がある。
- 事業者が、過去に取得し現在は使用していない個人情報を削除せずに持ち続けている。また、漏えいや悪用が心配。

○削除・利用停止手続について（約１割）

- 削除・利用停止の手続の中で、事業者から必要以上の個人情報等（※）を求められたことが不満である。

※事業者が保有している量を超える個人情報、本人確認書類の提出、請求書面への記名押印等

3.要望等

- 本人の求めに応じて個人情報を削除することができる仕組みにするべき。
- 個人情報の保管期限に上限を設けるべき。また、利用しなくなった個人データの削除を義務化するべき。
- 削除の手続の中で事業者が新たな個人情報を取得することに対して、規制をかけるべき。

出典：第９３回個人情報保護委員会　資料１　８頁より

個人情報保護法改正の論点
ー開示についてー

Atsumi & Sakai

開示に関するGDPRと個人情報保護法との比較

EUのGDPR、日本の個人情報保護法ともに、個人データを取り扱う事業者は、本人の求めに応じて、保有する個人データを提供する義務が課せられている。

EUのGDPRでは、それに加えて、特定の条件を満たす場合には、本人が他の用途で利用しやすい電子的形式で、本人又は本人が望む他の事業者（※）に、個人データを提供する義務が課されており「データポータビリティの権利」と称される。

※本人が望む他の事業者に直接個人データを提供させることができるのは、**技術的に実行可能な場合に限定**される。

〈規定の比較〉

	GDPRの規定		個人情報保護法の規定
	データポータビリティの権利（第20条）	データ主体によるアクセスの権利（第15条）	開示（第28条）
対象範囲	• データ主体が管理者に提供した個人データであって、管理者が保有する以下の条件を満たすもの ①本人の同意又は契約に基づき取得されたもの ②自動処理されているもの	• 管理者が取り扱う全ての個人データ	• 個人情報取扱事業者が保有する全ての保有個人データ
提供形式	• 構造化され、一般的に利用され機械可読性のある形式で提供 • **技術的に実行可能な場合には、**データ主体の求めに応じ、他の管理者に直接提供	• 本人の求める範囲の個人データのコピーを提供 • **本人が電子的手段で請求した場合には、原則として、電子媒体で提供**	• 本人が求める範囲で保有個人データのコピーを提供。 • **書面の交付による方法を原則とし、本人が同意した場合には、電子媒体、電話等様々な方法が可能**

出典：第９５回個人情報保護委員会　資料１　１０頁より

個人情報保護法改正の論点
ー訂正、利用停止等についてー

訂正等・利用停止等に係る規定

個人情報保護法上、利用停止等についての個人の権利行使には一定の制約が課されている。

	個人情報保護法の規定の概要	（参考）プライバシーマークの規定の概要
訂正等	個人情報保護事業者は、 ● 本人の保有個人データの内容が事実でないとの請求を受けた場合は、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、内容の訂正、追加または削除に応じる義務がある。	プライバシーマーク付与事業者は、 ● 本人の保有個人データの内容が事実でないとの請求を受けた場合は、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、内容の訂正、追加または削除に応じる義務がある。
利用停止等	個人情報取扱事業者は、 ● **本人の保有個人データを目的外利用したときや、不正な取得をしたとき**は、利用停止又は消去の請求を受けた場合は、違反を是正するために必要な限度で応じる義務がある。 ● **本人の保有個人データを法の規定に違反して第三者提供されているとき**は、第三者提供の停止の請求を受けた場合は、応じる義務がある。 ● 個人データを利用する必要がなくなったときは、遅滞なく消去する努力義務がある。	プライバシーマーク付与事業者は、 ● 本人の保有個人データの利用停止、消去又は第三者提供の停止の請求を受けた場合は、**原則として応じる義務がある。** ● 個人データを利用する必要がなくなったときは、遅滞なく消去する努力義務がある。

（プライバシーマークの規定については、日本規格協会「JIS Q 15001:2017（個人情報保護マネジメントシステム — 要求事項）」より作成）

出典：第９５回個人情報保護委員会　資料１　１３頁より

個人情報保護法改正の論点
－域外適用について－

域外適用に係る個人情報保護法に基づく監督の状況

1．実績値　（件数は委員会分のみ）

※カッコ内は国内外を合わせた全体の件数
※国外にある事業者において生じた漏えいの報告件数を記載

○平成29年度年間実績：
- ・漏えい報告：10件（694件）
- ・指導助言：　4件（270件）

○平成30年度実績（４月～12月末）：
- ・漏えい報告：18件（922件）
- ・指導助言：13件（191件）

2．傾向の分析

〈漏えい報告について〉

- 国外にある者であって漏えい等報告を提出した者の多くは、**インターネットを介して日本でサービスを提供している事業者**。特に観光業関連（航空、ホテル、鉄道等予約）からの報告が約30%（28件中８件）。
- また、漏えい等報告を提出した者の多くがインターネットを介して事業を行っていることから、不正アクセスによる被害が60%超(28件中17件)。その他の漏えい等の発生原因としては、メール等の誤送付、紛失等。
  - ➢ なお、国内事業者による漏えい等事案における不正アクセスは割合約６%（平成30年度上半期）となっている
- 漏えい等報告を提出した者（計28件）の所在国は、**米国が50%超**。この他、**ヨーロッパ地域**と、**アジア・オセアニア地域**の国が**約25%程度**。
- 国外にある者から漏えい等報告が行われる場合、日本に置かれる現地法人からの報告、または事業者の代理人となる日本の法律事務所の弁護士からの報告が多い。
  - ➢ 一部には、直接国際郵便で漏えい報告があった事例、日本の代理店経由で海外事業者にコンタクトをとった事例など、英語による対応が必要となる場合も存在する。

〈指導助言について〉

- 国外にある者への個人情報保護法に基づく指導は、漏えい等事案における被害の拡大防止、影響を受ける可能性のある本人への連絡等、適切かつ迅速な対応を求めるなどの安全管理措置関連のほか、顧客への利用目的のわかりやすい説明の要求等。

16

出典：第９１回個人情報保護委員会　資料１　１６頁より

個人情報保護法改正の論点
ー域外適用についてー

Atsumi & Sakai

域外適用に係る国際制度比較　（暫定版）

	日本	米国	
		連邦法（※１）	
制度の有無	あり（個人情報保護法）	あり（FTC法）	あり（児童オンラインプライバシー法）（COPPA:CHILDREN'S ONLINE PRIVACY PROTECTION ACT）
制度の根拠	第75条	第５条、第６条	第6501条、6502条
制度の基本的考え方	－　（標的基準との指摘もある。）	効果理論	効果理論
域外適用される規定の対象となる者の範囲等	個人情報取扱事業者等	事業者	運営者（Operator）
域外適用される規定の範囲	〈義務に係る規定〉 • 日本国内にある者に対して物品やサービスの提供を行い、これに関連してその者を本人とする個人情報を取得した個人情報取扱事業者について、外国における当該個人情報の取扱いに関する規定 〈監督、制裁措置等に関する規定〉 • 指導及び助言（第41条）、勧告（第42条第１項）	〈義務に係る規定及び監督、制裁措置等に関する規定〉 包括的な規定である第5条に基づき、域外適用するとされる	〈義務に係る規定〉 義務規定はすべて外国事業者を含む運営者を対象としている（第6502条） 〈監督、制裁措置等に関する規定〉 執行はFTC法の規定に従うこととされている（第6505条）
域外適用される規定の記載方法	域外適用される規定の範囲（条項）を明示	域外適用される規定の範囲（条項）は明示せず、包括的に記載	域外適用される規定の範囲（条項）は明示せず、包括的に記載
執行を担保するための規定	• 指導及び助言（第41条）、勧告（第42条第1項） • 外国執行当局への情報提供（第78条）	• 第10条にて、違反に対する罰金（5000USD以下）と懲役（1年未満）またはその併課が規定。 • 外国の法執行当局との協力（第６条（ｊ）にて外国当局からの情報提供要請への対応、同条(l)にて外国との協力にかかる資金拠出等を規定）	執行はFTC法の規定に従うこととされている（第6505条）

※１　米国では、包括的な個人情報保護法は連邦レベルでは存在せず、分野ごとに個別法で措置されている。

19

出典：第９１回個人情報保護委員会　資料１　１９頁より

個人情報保護法改正の論点
ー域外適用についてー

Atsumi & Sakai

域外適用に係る国際制度比較　（暫定版）

	EU	中国
制度の有無	あり（一般データ保護規則（GDPR））	直接の規定なし
制度の根拠	第3条	―
制度の基本的考え方	標的基準	―
域外適用される規定の対象となる者の範囲等	管理者又は処理者	―
域外適用される規定の範囲	（義務に係る規定及び監督、制裁措置等に関する規定） 下記の場合には、GDPRがEU域内に拠点のない管理者又は処理者によるEU域内のデータ主体の個人データの取扱いに適用される • データ主体の支払いが要求されるか否かを問わず、EU域内のデータ主体に対する物品又はサービスの提供を行う場合 又は • データ主体の行動がEU域内で行われるものである限り、その行動の監視を行う場合	―
域外適用される規定の記載方法	域外適用される規定の範囲（条項）は明示せず、包括的に記載	―
執行を担保するための規定	・EU域内に拠点のない管理者又は処理者の代理人指定義務（第27条） ・関係国との国際協力（第50条） ・調査、是正勧告（第58条）	―

出典：第９１回個人情報保護委員会　資料１　２０頁より

個人情報保護法改正の論点
ーデータローカライゼーションについてー

データローカライゼーション、ガバメントアクセスに係る議論

- データ保護関連法制については、多くの国々で、**OECDプライバシー・ガイドラインに準拠**する形で行われてきた。
- しかし、近年、**データ保護関連法制が、途上国を含め世界に広がる**中で、一部に、**データローカライゼーション・ガバメントアクセスなどの管理的規制**が出現しつつある。

（参考）

○ロシア　改正個人データに関するロシア連邦法
（2015年９月1日施行）

・ ロシア国民の個人データを収集するウェブサイトの運営者を対象に、データの保存、修正、更新などに使用するデータベースをロシア国内に設置しなければならない（第18条５項）。

○中国　サイバーセキュリティ法
（2017年6月1日施行）

・ ネットワーク運営者は、公安機関、国のセキュリティ機関が行う、国の安全保障・犯罪捜査活動のために技術的な支援、協力を行わなければならない（第28条）。
・ 重要インフラの運営者は、中国国内で収集した個人情報及び重要データを中国国内で保存しなければならない（第37条）。

○ベトナム　サイバーセキュリティ法
（2019年１月１日施行）

・ 国内・外国の電気通信又はインターネットサービス事業者は、ユーザー情報等を国内に保存しなければならない。そのうち、外国企業の場合は、代表事務所を国内に設置しなければならない（第26条第３項）。
・ 国内・外国の電気通信又はインターネットサービス事業者は、同法違反に関する調査遂行等のため書面で求められたら、公安省等にユーザーの情報を提供しなければならない（第26条第２項(a)）。

出典：第９１回個人情報保護委員会　資料１　２１頁より

個人情報保護法改正の論点
ーデータローカライゼーションについてー

データローカライゼーションに係る議論

- 諸外国の一部では、**①プライバシーの保護、②自国内の産業保護、③安全保障の確保、④法執行／犯罪捜査などを目的**として、越境データ流通を規制する動き、いわゆる**「データローカライゼーション」**に関する法制度の制定等の動きがある。
- データローカライゼーションとは、画一的な定義はないが、データのグローバルな移転を制限し、国内に留めさせる措置などを指すことが多い。
  （例えば、インターネット上のサービス等について、当該サービスを実行する物理的なサーバーはサービスを提供する国内で運用しなければならない、すなわちサービス提供に必要なデータはすべて当該国内に存在しなければならないという考え方に基づくルールなどがある。）

データローカライゼーションの例

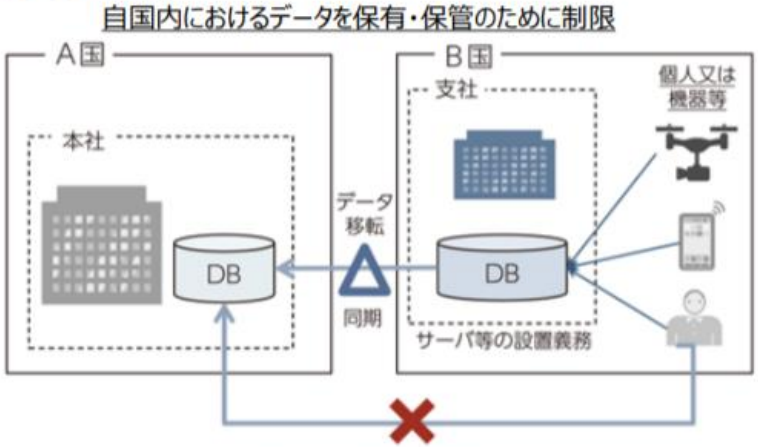

（出典）平成29年情報通信白書、平成30年通商白書を元に作成　22

出典：第９１回個人情報保護委員会　資料１　２２頁より

個人情報保護法改正の論点
ー法執行について、課徴金を視野にー

Atsumi & Sakai

個人情報保護法に基づく監督の状況

（一部、第91回個人情報保護委員会（平成31年3月4日）資料から再掲）

1．実績値

※カッコ内は海外事業者に係る実績値を記載

○平成29年度年間実績：
- ・漏えい報告：3,338件（10件）
- ・報告徴収：305件
- ・立入検査：0件
- ・指導助言：270件（４件）
- ・勧告命令：0件

○平成30年度上半期実績（４月～９月）：
- ・漏えい報告：2,191件（18件）
- ・報告徴収：211件
- ・立入検査：2件
- ・指導助言：139件（13件）
- ・勧告命令：0件

2．傾向の分析

- 個人情報保護委員会では多様な手法を通じて個人情報の取扱いの実態把握に努めており、**漏えい等報告**のほか、**委員会への情報提供・苦情や報道、インターネット**等を端緒として、漏えい等事案や個人情報及び個人データ（以下、「個人情報等」という。）の不適切な取扱いを把握し、必要に応じて、**報告徴収、指導・助言等**を行っている。

- 指導・助言等の対象としては、**個人データの漏えい等事案が最も多く**、そのほかに**個人情報取扱事業者による個人情報の不適切な取得**、**本人同意を得ていない個人データの第三者提供等**の事案がある。

- 個人データの漏えい等事案に係る監督は、被害拡大の防止状況と適切な再発防止策の履行状況の確認が主となる。漏えい等報告が任意であることから事業者が漏えい等報告書の提出に消極的な事案、報告徴収・立入検査の規定が域外適用されないために国外にある事業者の個人情報等の取扱状況の把握に労力を費やす事案が一部にはあるが、概ね、**当委員会による指導等を通じて、事業者による個人情報等の適切な取扱いが実現**できている。
  - ➢ 改正法施行後から平成30年度上半期末時点までにおいて、**個人情報保護委員会が勧告及び命令を行った事例、**個人情報取扱事業者に対し**個人情報保護法に基づく罰則が適用された事例はない**。
  - ➢ 個人情報保護法の監督に係る規定のうち、指導及び助言、勧告に係るものは国外にある者に対しても適用される。

出典：第９８回個人情報保護委員会　資料２　２頁より

個人情報保護法改正の論点
ー法執行について、課徴金を視野にー

Atsumi & Sakai

個人情報保護法に基づく監督の状況

（一部、第91回個人情報保護委員会（平成31年3月4日）資料から再掲）

3．主要事例

代表的なものとして、下記のようなケースがある。

〈国内にある者の事案〉

- 不正アクセスを発生原因とする漏えい事案について、立入検査等を実施し安全管理措置等の状況を確認するとともに、技術的安全管理措置の改善の他、組織体制の抜本的な見直しを行うよう指導・助言を行った
- 不正アクセスを発生原因とする漏えい事案について、再発防止策の実施等に関し、ウェブサイトのプログラム修正を行った場合には、当該ウェブサイトのリリース前にセキュリティチェックを行う必要があることなどについて指導を行った
- 事業者が個人情報を不適切に取得していた事案について、個人情報保護法に基づく報告を求め、再発防止策の実施を指導するとともに、その実施状況についても報告を求めて改善状況を確認した
- その他、本人同意を得ずに従業員等が顧客の個人データをウェブサイトに掲載したとの情報提供について、事業者へ事実関係を確認のうえ、個人情報の適正な取扱いに関し、従業員等に周知・徹底するように指導を行った事案や、開示請求を受け付けないとする事業者に、適切に対応するよう指導を行った事案等がある

〈国外にある者の事案〉

- 国外に所在する事業者の漏えい等により、当該事業者のサービスを利用していた国内事業者の顧客の個人データが漏えいした事案について、当該外国の事業者に対し国内事業者のリストの提出を求め、国内事業者に漏えい等報告の提出を促した事案
- 海外の個人情報保護当局に対し、委員会の対応状況について情報提供を行うとともに漏えい等事案の発生原因や再発防止策について情報の共有を求めるなど、海外の個人情報保護当局との執行協力を行った事案
- 国外に所在する事業者がソーシャルプラグインを設置している他のウェブサイトを閲覧した場合、ボタンを押さなくてもユーザーＩＤやアクセス履歴等の情報が当該事業者に送信されてしまうことや、取得した個人情報の一部が第三者に不正に提供されていたことから、ユーザーへの分かりやすい説明や本人からの同意の取得の徹底及び同社がプラットフォーマーとしての責任を認識し、プラットフォーム上のアプリケーションの活動状況の監視を徹底すること等を指導した事案

3

出典：第９８回個人情報保護委員会　資料２　３頁より

個人情報保護法改正の論点
ー法執行について、課徴金を視野にー

ペナルティに係る国際制度比較の概要　（暫定版）

			日本	米国		EU	中国
				連邦法	カリフォルニア州		
制度の根拠			・個人情報保護法	・FTC法5条及び連邦規則集	・カリフォルニア州消費者プライバシー法	・GDPR等	・サイバーセキュリティ法
ペナルティの有無			○ 〈行政上の手続〉 ・報告、指導等 ・勧告、命令 〈司法上の手続（非訟事件手続含む）〉 ・罰金、懲役 ・過料（非訟事件手続）	○ 〈準司法上の（※２）手続〉 ・不公正もしくは欺瞞的行為又は慣行に関する排除命令（※２） ・同意命令（※２） ・民事制裁金	○ 〈司法上の（民事上の）手続〉 ・民事制裁金 ・法定損害賠償金	○ 〈行政上の手続〉 ・制裁金 〈その他の制裁措置〉 ・GDPR違反行為に適用可能な別の措置を国内法で定める	○ 〈行政上の手続〉 ・是正命令 ・違法所得の没収（制裁金） ・関連業務の一時停止 〈司法上の手続〉 ・治安管理処分・刑事責任の追及 ※司法上の手続の詳細は別法で定められている
ペナルティの区分による域外適用の可否（※１）	行政上の手続	指導・勧告等	○ （勧告までは域外適用可）	○ （※２）	※３	※４	× （※５）
		課徴金等	ー			○ （制裁金）	× （※５）
	司法上の手続（罰金・懲役等）		×			※４	× （※５）
科される金額の上限			・罰金：最大50万円以下	・民事制裁金：各違反につき41,484＄以下	・法定損害賠償金：各消費者、各件につき750＄以下の金額または実際の損害額のいずれか大きい方 ・民事制裁金：違反毎に2500＄以下（故意の場合7500＄以下）	・2000万€以下の制裁金もしくは全世界における売上総額の4%以下のいずれか高額なもの	・違法所得の没収とその10倍の過料の併科等

※１　当該項目のうち、ー（ハイフン）は各国制度中に該当する制度が存在しないもの、×は該当する制度は存在するものの、域外適用しないものをさす。
※２　行政、司法の両方の性質を併せ持つとされるため、便宜的に「準司法手続」と記載。（排除命令及び同意命令そのものは行政措置の一種と整理できるが、司法上の民事手続の流れに組み込まれている）
※３　理論的には域外適用がありうるが、州当局には域外への執行手段が存在しない。
※４　GDPR違反行為に適用可能な制裁金以外の措置については、各国の国内法で定めることとされている。
※５　法律の規定上、域外適用に係る規定は存在しない。

4

出典：第９８回個人情報保護委員会　資料２　３頁より

個人情報保護法改正の論点
ー法執行について、課徴金を視野にー

Atsumi & Sakai

（参考）GDPRにおける制裁金の概要と域外適用

【制裁金の概要】

GDPR（EU一般データ保護規則）（平成30年5月25日全面施行）では、「効果的であり、比例的であり、かつ、抑止力のあるものであることを確保する」として、GDPR違反に対して、最大2000万ユーロ以内または前年度の全世界総売上高の4%のうち高い方を上限とする極めて高額な制裁金が科されうることが規定された。

〈概要〉

- 上限金額： 制裁金の上限には2種類あり、事業者の義務違反等に対する制裁金よりも、データ主体の権利、個人データの移転又は監督機関の命令に対する不服従に対する制裁金は2倍重く設定されている。
- 位置づけ： 制裁金は行政罰の位置づけで、行政上の手続を通じて科される。
- 裁量性： 制裁金の上限金額は著しく高額である一方で、軽微な違反行為に対しては、注意処分とすることもできる。制裁金を科すか否か、制裁金の多額については、データ取扱いの性質や故意又は過失等の11の評価要素に基づき判断される。

【域外適用】

- 対象となるデータ処理： EU域内に所在するデータ主体に対する商品又はサービスの提供やデータ主体のEU域内における行動の監視に関する個人データ処理について、原則として全ての規制が適用される。
- 代理人：EU域内に拠点を持たない事業者は代理人の設置義務が課され、GDPR違反時には、当局の連絡窓口として制裁に係る一連の対応が求められる。代理人の設置義務違反には、最大1000万ユーロ以内または前年度の全世界総売上高の2%のうち高い方を上限とする制裁金が科されうる。

出典：第９８回個人情報保護委員会　資料２　８頁より

個人情報保護法改正の論点
ー法執行について、課徴金を視野にー

Atsumi & Sakai

（参考）我が国における他の課徴金の算定方法等:独占禁止法の例

禁止規定＼措置		行政処分				刑事罰（対法人:5億円以下の罰金）
		排除措置命令	課徴金納付命令（注1，2）			
			原則（製造等）	小売業	卸売業	
不当な取引制限		○	10%（4%）	3%（1.2%）	2%（1%）	○
私的独占	支配型	○	10%	3%	2%	○
	排除型		6%	2%	1%	
不公正な取引方法	共同の取引拒絶，差別対価，不当廉売，再販売価格拘束（注3）	○	3%	2%	1%	×
	優越的地位の濫用		1%			

■ 課徴金の算定方法

課徴金の額 ＝ 違反行為に係る期間中（最長3年間）の対象商品又は役務の売上額又は購入額（注4） × 課徴金算定率 － 課徴金減免制度による減免

- 課徴金の額：非裁量
- 違反行為に係る期間中（最長3年間）の対象商品又は役務の売上額又は購入額（注4）：個別事業者ごとに対象商品等（注5）の売上額等を認定
- 課徴金算定率：事業者の規模，業種等を認定

（注1） 表中の数字は算定率（括弧内の数字は中小事業者に対するもの）。

（注2） 10年以内に違反行為を繰り返した事業者（不当な取引制限及び私的独占），主導的役割を果たした事業者（不当な取引制限）に対しては5割増し，早期離脱した事業者（不当な取引制限）に対しては2割減の算定率が適用される。

（注3） 同類型の違反行為を繰り返した場合（公正取引委員会による調査開始日から遡り10年以内に同類型の違反行為について，排除措置命令又は課徴金納付命令等を受けたことがある場合）に課徴金の対象となる。

（注4） 優越的地位の濫用の場合は，違反行為に係る期間（最長3年間）における違反行為の相手方との取引額。

（注5） 一般的な価格カルテル事案においては，違反行為の対象商品又は役務の範疇に属する商品役務であって，違反行為による相互拘束を受けたものと解されている（東京高判平成22年11月26日・出光興産株式会社による審決取消請求事件等）。

一般的な入札談合事案においては，基本合意の対象とされた個別物件であって，基本合意に基づく受注調整等の結果，具体的な競争制限効果が発生するに至ったものと解されている（最判平成24年2月20日・株式会社新井組による審決取消請求事件等）。

（出典）公正取引委員会 独占禁止法研究会第1回会合資料（平成28年2月23日） 12

出典：第９８回個人情報保護委員会　資料２　１２頁より

個人情報保護法改正の論点
ー法執行について、課徴金を視野にー

(3)国内データ流通環境・基盤の戦略的整備

①省庁横断の新たな専門組織・司令塔の設置＆個人情報保護法の見直し

国際的データ流通の枠組み構築にあたっては、その前提として、国内におけるデータの収集・保管・管理・流通等について、強固かつ明確な枠組みを構築していく必要がある。具体的には、量子科学技術等、データセキュリティに資する研究開発、データ・フォーマットの共通化・汎用化、データクレンジングの推進、データ流通の際のプライバシーやセキュリティの確保、Society5.0 におけるサイバーセキュリティ・フレームワークの推進、産業競争力強化の観点から機微技術から一般技術情報までデータの種類や構造に応じた戦略的管理、データポータビリティや API 開放などの方針作成、など課題は省庁横断的に多岐にわたる。

このため、省庁横断的に多様かつ高度な知見を有する専門家で構成される、国内外のデータ・デジタル市場に関する専門組織・司令塔(「デジタル市場競争本部」(仮称))を早期に創設する。同組織には、データポータビリティや API 開放を始めとする上述のデータ利活用に係る多岐な課題への対応を通じたイノベーション促進のための権限とともに、後述する GAFA 等のグローバルなデジタル・プラットフォーマーがせめぎあうデジタル市場を俯瞰・評価し、競争・イノベーションを促進する観点から、独禁法等の関係法令に基づく調査結果等の報告を聴取する権限、デジタル市場に関する基本方針の企画・総合調整の権限、各国の競争当局との協力・連携の権限を付与する。

併せて、個人情報保護法について、個人が自らのデータの利用を企業等に対し停止できる仕組みの導入を含め個人情報の望ましくない利用の防止措置や国内外企業への内外無差別の適用策を講じる一方、活用が必ずしも進んでいない匿名加工情報について、より利活用が進む仕組みへと見直すなど、来年の通常

出典：自由民主党政務調査会経済成長戦略本部　2019年5月14日「令和」時代・経済成長戦略　18頁より

ご静聴ありがとうございました。

Thank you

Atsumi & Sakai